

こ 成 保 5 8 号

令 和 5 年 6 月 5 日

【第1次改正】こ 成 保 2 9 8 号

令 和 6 年 5 月 22 日

【第2次改正】こ 成 保 3 2 6 号

令 和 7 年 4 月 25 日

公益財団法人児童育成協会理事長 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

企業主導型保育事業における専門的労務監査の実施について

こども家庭庁からの委託を受けて貴協会が実施する企業主導型保育事業における専門的労務監査に係る基準として、別添のとおり「企業主導型保育事業専門的労務監査基準」を制定しましたので、本基準に基づき適切に監査を行っていただきますようお願いいたします。